

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月17日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

広島県公安委員会規則第14号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年広島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第19条第3項」の次に「、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項」を加える。

附 則

この公安委員会規則は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第54号）附則第1条に規定する政令で定める日（平成28年1月1日）から施行する。